解散公告

当社は、平成二十八年五月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月六日

大分県中津市本耶馬渓町大字樋田一三一番地の一

有限会社樋田商店

清算人　樋田　協子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月六日

沖縄県国頭郡恩納村字恩納五九七三

特定非営利活動法人ふれあいネットＯＮＡ

代表清算人　當山　憲一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年二月二十日開催の社員総会の決議並びに京都府知事の認可により、平成二十八年三月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月六日

京都市左京区高野東開町一八谷畑高野ビルプラザ洛北一階

医療法人社団伸真会

清算人　明　夏樹

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年五月十六日佐賀県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月六日

佐賀県唐津市相知町牟田部一七〇一番地

牟田部生産森林組合

清算人　坂本　誠一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月十三日開催の組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月六日

青森県黒石市大字牡丹平字福民一二番地四

農事組合法人牡丹平水稲営農組合

代表清算人　渡邊　正二

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月六日

東京都練馬区小竹町一丁目一一番一号メイゾン小竹向原管理人室

清算人　山本紀一郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年四月十五日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月六日

東京都港区三田二丁目七番一号

シャトー三田マンション建替組合

代表清算人　中川　正輝

配当公告

秋田県秋田市仁井田新田三丁目二番三号レジデンスエイコー一〇七号

破産者　掛札マネジメントラボラトリーこと掛札　彰久

右の者に対する秋田地方裁判所平成二十七年（フ）第二二五号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九、七三五、二四〇円

一、配当することのできる金額

金八、二八二、八八六円

平成二十八年六月六日

秋田県秋田市山王三丁目一番七号東カン秋田ビル六階

破産管財人　湊　貴美男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区麻生町五丁目八二二番地、最後の住所札幌市西区八軒七条西一丁目一番八号

被相続人　亡　田久保英樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

札幌市中央区南一条西一〇丁目第２タイムビル七階　諏訪・髙橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　和央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市手代森九地割七二番地六九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　一戸惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

岩手県盛岡市菜園一丁目六番九号　第一〇菱和ビル二―Ｂ

相続財産管理人　佐藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市麻生一八九四番地一、最後の住所埼玉県川越市大字砂久保一六一番地二三（西川病院）

被相続人　亡　小野沢叔子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目六番三八号花磯ビル三〇一　秋山誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秋山　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南蒲田三丁目一四六七番地、最後の住所東京都目黒区青葉台四丁目一番三―一一〇四号パルテール目黒青葉台

被相続人　亡　森　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

事務所東京都豊島区南大塚三―三―一新大塚Ｓビル三階小堀球美子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小堀球美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区下井草二丁目八六番地、最後の住所東京都西東京市泉町六丁目八番二二―一二七号

被相続人　亡　石田信一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号ＡＫオギクボビル五階五〇一号室髙村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区荒川二丁目三番、最後の住所東京都荒川区荒川二丁目三番一二号

被相続人　亡　江角　哲郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

東京都中央区銀座一丁目九番五号池田ビル四階野澤渉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野澤　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区蓮沼町一四番地、最後の住所東京都板橋区清水町九一番一―二〇八号板橋清水町アパート

被相続人　亡　福田　銈一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央